

三田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 省略 付 則 1 省略 (交付額の特例)</p> <p>2 令和2年4月から令和2年10月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「<u>45,000円</u>」とする。</p>	<p>第1条～第11条 省略 付 則 1 省略 (交付額の特例)</p> <p>2 令和2年7月から令和2年10月までの政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「60,000円」とあるのは「<u>30,000円</u>」とする。</p>